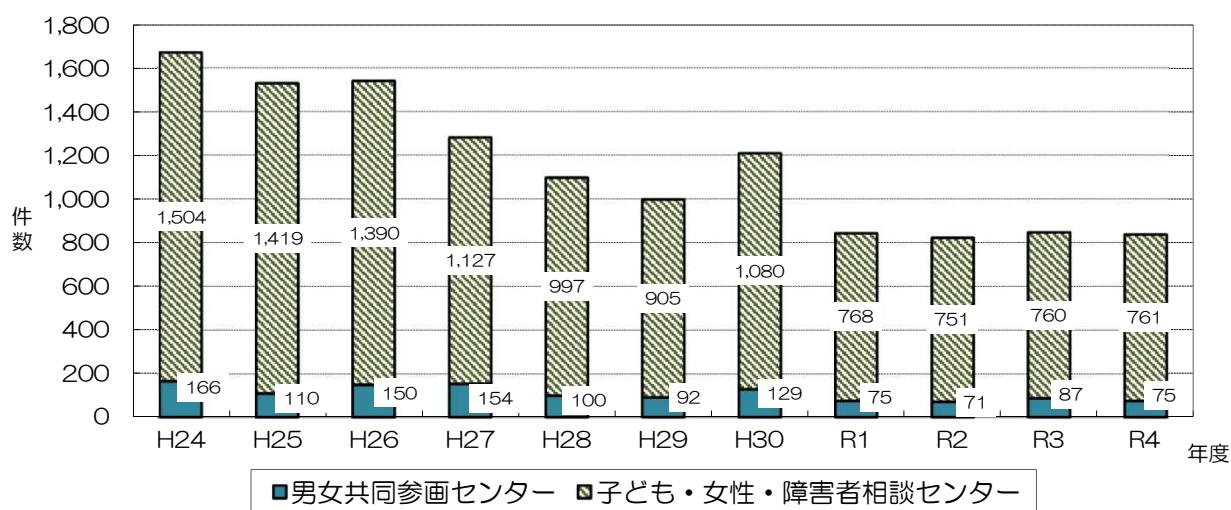


5 男女間の暴力

(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談状況



※ドメスティック・バイオレンス(DV):

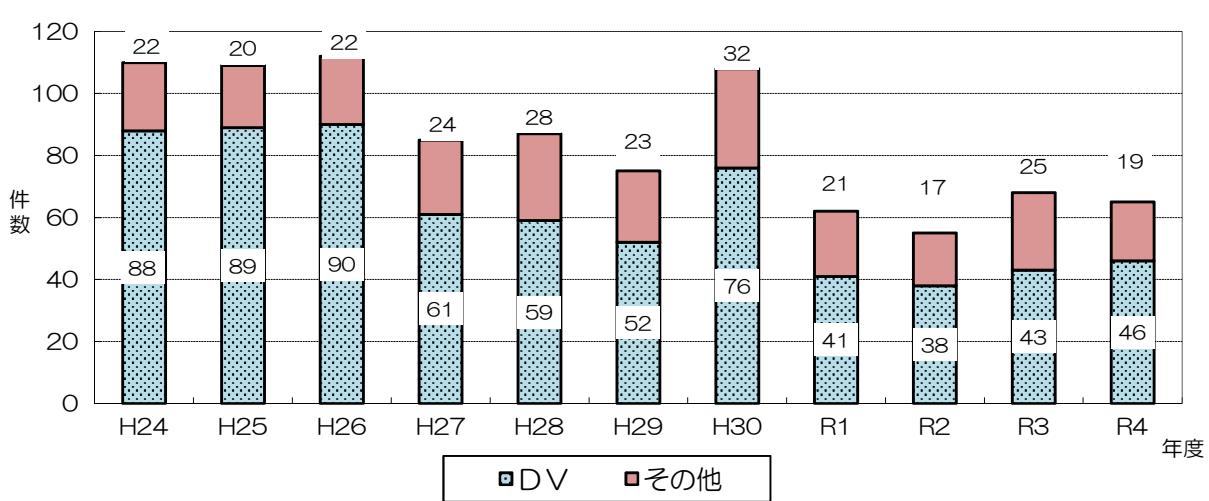
資料:子ども未来課、青少年・男女共同参画課調べ

英語の「domestic violence(家庭内の暴力)」をカタカナで表記したもので、明確な定義はないが、近年、国内では主に「配偶者や恋人などから加えられる暴力」という捉え方で使用している。

★ポイント★

- ◇ 県男女共同参画センター及び県子ども・女性・障害者相談センターにおけるDVに関する相談件数は、平成24年度をピークとして近年は減少傾向である。
- ◇ 令和4年度の相談件数は836件で、前年度より11件減少した。

(2) 子ども・女性・障害者相談センターにおける一時保護状況



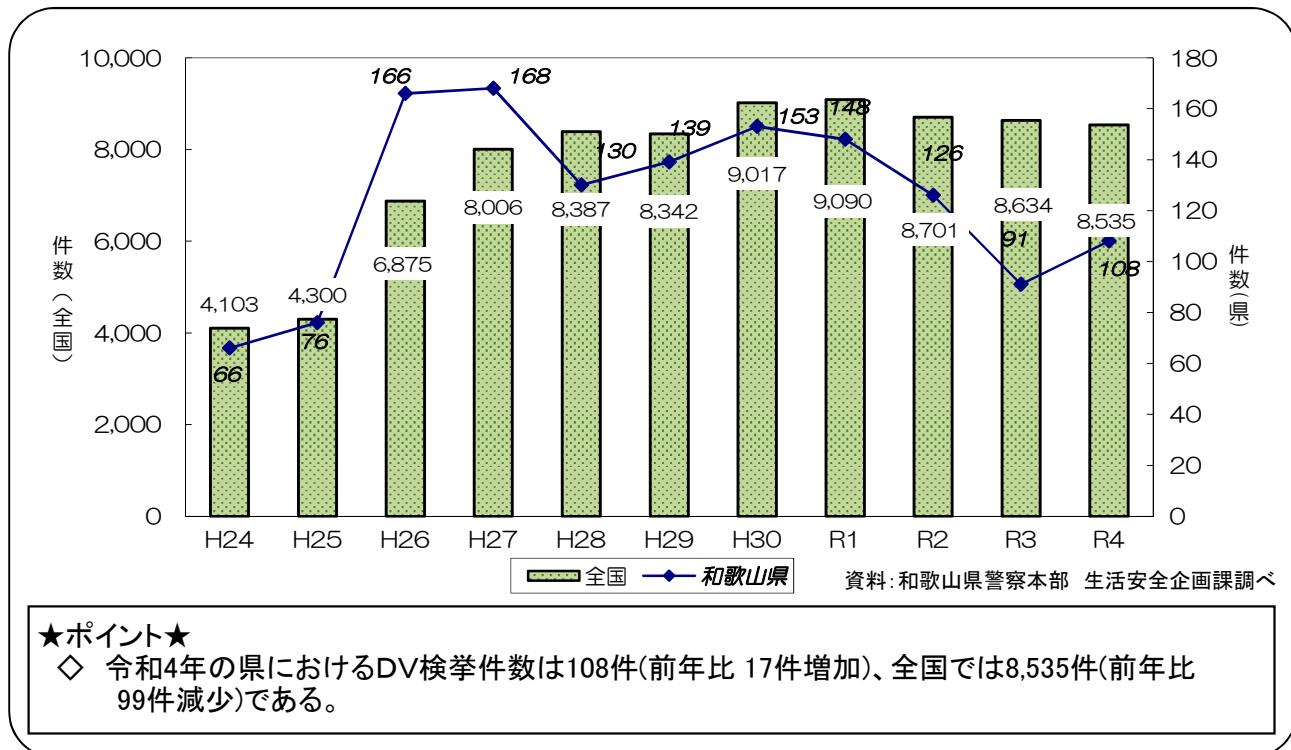
資料:子ども・女性・障害者相談センター調べ

★ポイント★

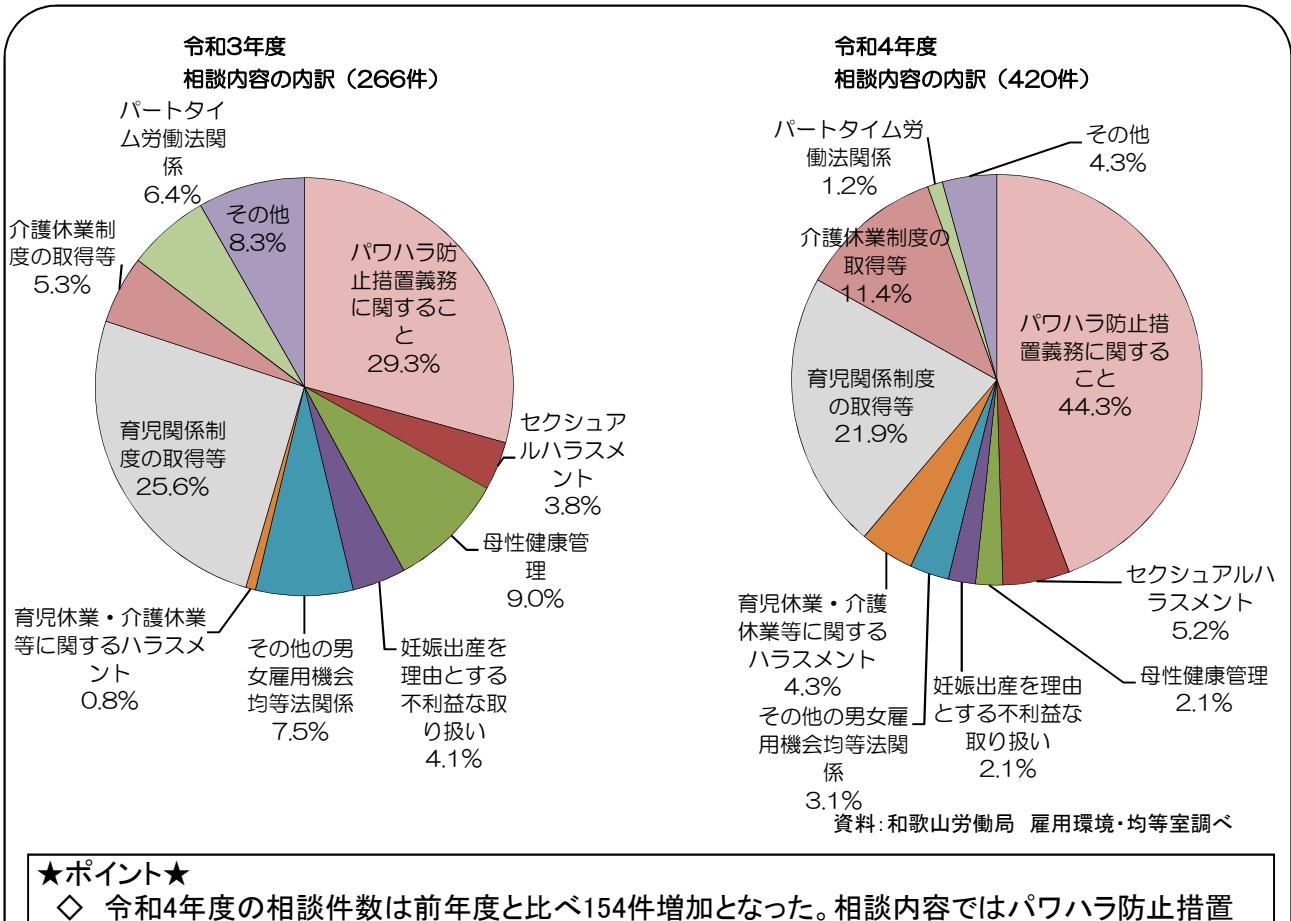
- ◇ 県子ども・女性・障害者相談センターにおける令和4年度の一時保護件数は65件で、前年度よりも3件減少した。うちDV被害者は前年度より3件増加した。

■ 第1章 和歌山県の男女共同参画の状況 ■

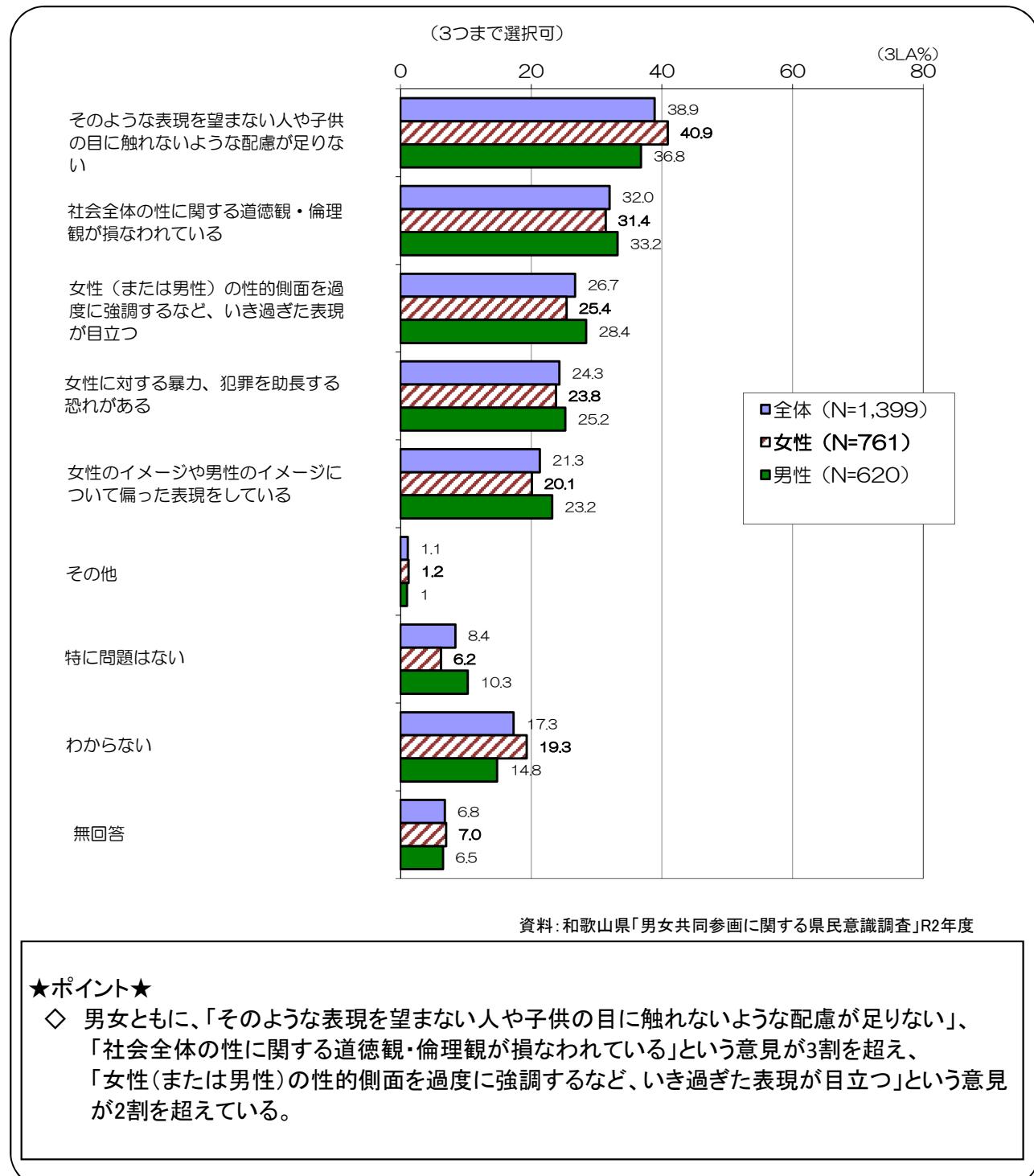
(3) DV(殺人、傷害、暴行等)の検挙件数



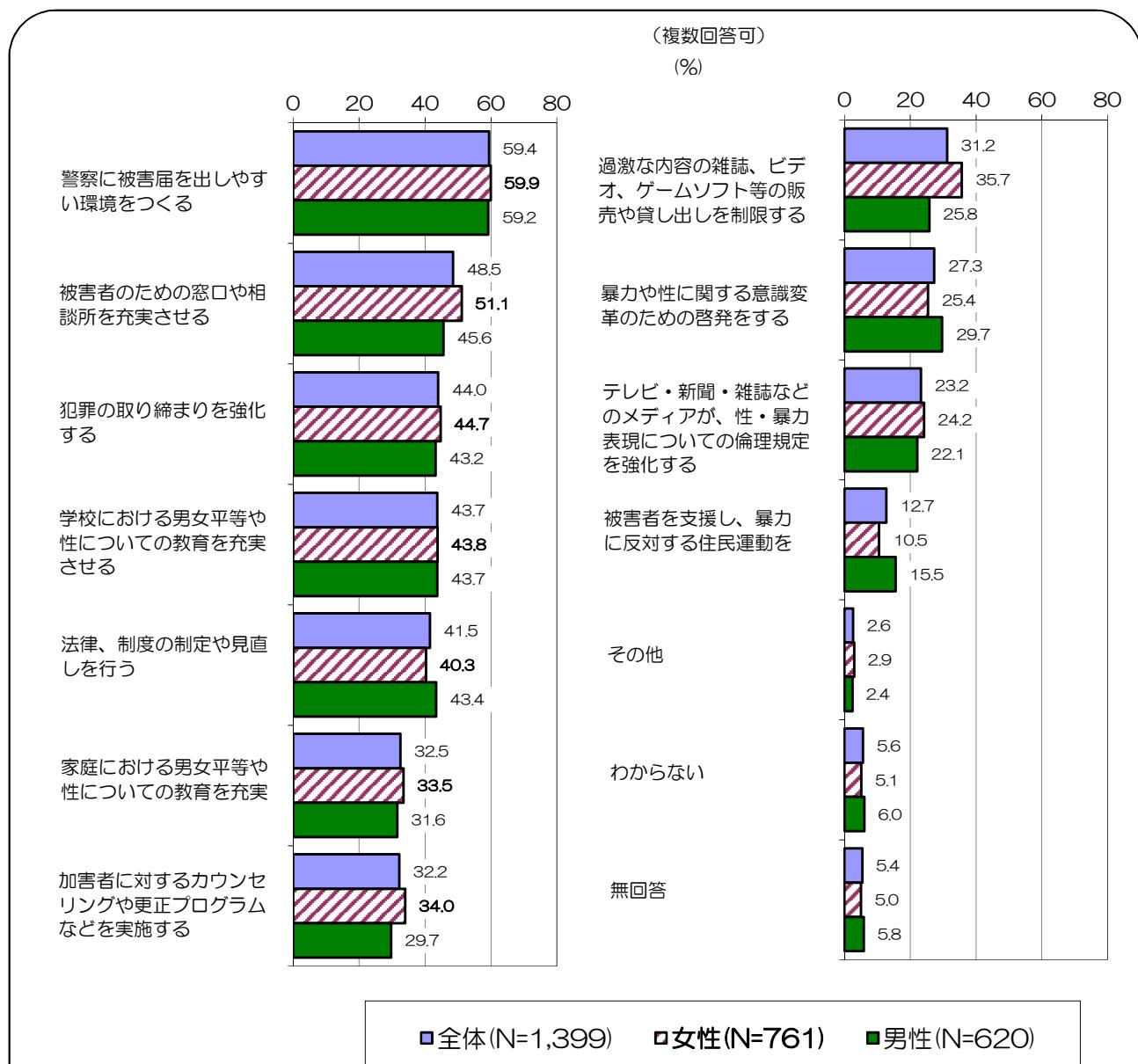
(4) 男女雇用機会均等法等に関する労働者からの相談状況



(5) メディアにおける性や暴力表現についての考え方



(6) 性犯罪や配偶者からの暴力をなくすために必要なこと



資料：和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」R2年度

★ポイント★

- ◇ 全ての項目で男女間に大きな差はみられず、男女ともに「警察に被害届を出しやすい環境をつくる」が約6割と最も多く、次いで「被害者のための窓口や相談所を充実させる」が約5割、「犯罪の取り締まりを強化する」が4割を超えている。